



水俣病特措法の救済措置申請受付
は平成24年7月末までです。
心当たりのある方は申請を。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案等に関する意見の募集（パブリックコメント） について（お知らせ）

平成24年4月23日（月）
環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室
代 表：03-3581-3351
室 長：西山理行（内線6484）
課長補佐：杉井威夫（内線6407）
担 当：岸 秀蔵（内線6406）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案等の概要について、平成24年4月23日（月）から平成24年5月7日（月）まで、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

平成24年1月20日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成24年環境省令第1号）」等において、本年6月1日より販売業者、貸出業者及び展示業者が夜間（午後8時から午前8時までの間）に、犬又はねこの展示を行うこと等を禁止することとしたところです。

今般、本規制のうち、ねこが自由に移動できる状態で行う成猫の展示について一定の経過措置規定を置くことを検討しています。

本件について広く国民の皆様のご意見をお聞きするため、別添の意見募集要領のとおり郵送、ファクシミリ及び電子メールにより、平成24年4月23日（月）から平成24年5月7日（月）までの間、パブリックコメントを行います。

【添付資料】

- ・意見募集要領
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案等（概要）
- ・意見提出が30日未満の場合のその理由

参考 平成24年1月20日の報道発表（環境省ホームページ）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14717>